

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名：農林水産部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
1 「令和6年度島根県農業経営・就農支援センター事務局設置運営・経営サポート活動業務業務」に係る委託契約	R6.4.18	島根県農業協同組合 松江市殿町19番地1	7,070,000	第167条の2第1項第2号	企画提案競技を実施し、審査委員会による審査の結果、契約相手として適当であると認められたため	-	-	農業経営課	
						-	-		
						-	-		
2 環境モニタリング業務委託	R6.4.1	株式会社セラク 東京都新宿区西新宿7-5-25	15,346,164	第167条の2第1項第2号	特定のものでなければ購入できないものであるため	-	-	農業経営課	
						-	-		
						-	-		
3 有機JAS認証取得支援体制強化業務	R6.4.24	特定非営利活動法人島根有機農業協会 邑智郡美郷町粕淵404番地5	7,000,000	第167条の2第1項第2号	県内唯一の有機JAS登録認証機関で、有機JAS認証業務を実施できる検査員、判定員を有しており、業務に必要な有機JAS認証に係る専門的な知識、有機農業の技術及び県内全域の有機農業者・志向者の情報を把握している唯一の者であるため。	-	-	産地支援課	
						-	-		
						-	-		
4 島根県オリジナルぶどう「神紅」に係るアドバイザー契約	R6.4.1	株式会社ONE・GLOCAL 東京都港区芝公園二丁目6番8号 日本女子会館OWL	2,640,000	第167条の2第1項第2号	島根県オリジナルぶどう「神紅」のブランド構築・マーケティング戦略に関わってきた実績から、今後の取組の方向を理解している唯一の会社であるため。	-	-	産地支援課	
						-	-		
						-	-		
5 野生イノシシにおける豚熱サーベイランスのための血液購入について	R6.4.1	一般社団法人島根県猟友会 松江市母衣町55番地	2,415,600	第167条の2第1項第2号	県内全域で野生イノシシを捕獲して血液を提供することが可能なのは多数の狩猟者が所属している一般社団法人島根県猟友会のみであるため	-	-	畜産課	
						-	-		
						-	-		
6 令和6年度 国営宍道湖西岸土地改良事業 換地業務	R6.4.24	島根県土地改良事業団体連合会 松江市黒田町432番地1	33,550,000	第167条の2第1項第2号	業務は高度の知識と豊富な経験が求められ、土地改良換地士の資格を有する者の専門的な知見が必要。連合会は換地士が多数在籍し、総合的な地元調整能力を有する唯一の団体である。	-	-	農地整備課	
						-	-		
						-	-		
7 令和6年度 農地・農業用施設等災害復旧事業 補助申請システム運用業務	R6.4.1	島根県土地改良事業団体連合会 松江市黒田町432番地1	2,035,000	第167条の2第1項第2号	災害復旧事業の補助申請システムを使用できるのは、島根県および島根県が認めた公共団体(市町村等)と著作権を所有する島根県土地改良事業団体連合会のみである。従って、本業務を執行できるのは、島根県土地改良事業団体連合会以外にない。	-	-	農地整備課	
						-	-		
						-	-		

随意契約の結果の公表

部(局)等名：農林水産部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
8 令和6年度 県単ため池安全確保事業 しまね ため池保全管理サポートセンター運 営業務	R6.4.1	島根県土地改良事業団体連合会 松江市黒田町432番地1	6,820,000	第167条の2第1項第2号	本業務はため池に関する技術的な支援等を行うため、高度な知識と豊富な経験が求められる。 島根県土地改良事業団体連合会は、これまでにため池の現地点検や診断を実施しているほか、その結果を本連合会が管理・運営している「水土里情報システム」に登録し、管理者等からの相談等に適切かつ迅速な対応ができる唯一の団体である。	-	-	農地整備課	
						-	-		
						-	-		
9 令和6年度 水と緑の森づくり情報発信業務	R6.4.26	島根みーもキャラバン隊 代表企業 株式会社 山陰中央新報社 松江市殿町383	9,534,800	第167条の2第1項第2号	提案競争を実施し、審査委員会による審査の結果、契約相手として適当であると認められたため。	-	-	林業課	
						-	-		
						-	-		
10 令和6年度 島根県立ふるさと森林公園管理運営 業務	R6.4.1	特定非営利活動法人 もりふれ倶楽部 松江市島根町野波351番地	11,991,100	第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式により委託先選定審査会で選定されたため	-	-	緑化センター	
						-	-		
						-	-		
11 令和6年度 新たな森林管理システム推進業務 委託	R6.4.1	一般社団法人 島根県森林協会 松江市母衣町55	11,751,300	第167条の2第1項第2号	契約の相手方は、森林経営管理制度の運用に関し、森林経営等の技術的知見を要する市町村業務を支援するための新たな部署「森林経営推進センター」を設置しており、本業務を遂行できる体制を整備している県内唯一の団体であるため。	-	-	森林整備課	
						-	-		
						-	-		
12 令和6年度 治山施設点検支援業務委託	R6.4.1	一般社団法人島根県森林協会 松江市母衣町55	8,981,500	第167条の2第1項第2号	契約の相手方は、森林整備事業及び治山・林道事業等の普及、促進に関する事業等を行うことを目的として設立された法人で、治山施設の点検や防災講習会も事業として行っており、当該業務を適切かつ確実に実施できる県内唯一の団体であるため。	-	-	森林整備課	
						-	-		
						-	-		
13 令和6年度 島根県森林情報システム運用保守 業務委託	R6.4.1	応用地質株式会社広島営業所 広島県広島市佐伯区旭園3-33	9,570,000	第167条の2第1項第2号	契約の相手方が島根県森林情報システムを開発しており、同社でなければ当該システムの運用保守を行えないため。	-	-	森林整備課	
						-	-		
						-	-		
14 令和5年度(第2回) 島根県森林航空レーザ計測及び森 林資源解析業務(邑南町)委託	R6.4.2	アジア航測株式会社出雲営業所 出雲市中野美保南3丁目3-4	56,067,000	第167条の2第1項第2号	契約の相手方は、今回計測・解析を行う地域の同一市町村内における隣接エリアについて、前年度に計測を実施済みである。 今回業務に当たっては、同一市町村内における隣接エリアと同質の解析を行う必要があるため、当該隣接エリアの計測を行った同社でなければ業務を実施できない。	-	-	森林整備課	
						-	-		
						-	-		

随意契約の結果の公表

部(局)等名：農林水産部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
15 種苗生産等に関する業務委託	R6.4.1	公益社団法人島根県水産振興協会 松江市菅田町180番地	84,007,000	第167条の2第1項第2号	栽培漁業を推進する県内唯一の公益法人であるとともに中間育成放流や放流効果調査も併せて実施しており、効果的な栽培漁業の推進ができる唯一の団体であること	-	-	沿岸漁業振興課	
						-	-		
						-	-		
16 島根県代系アユ作出に関する業務委託	R6.4.1	江川漁業協同組合 邑智郡川本町大字因原567番地1	4,488,730	第167条の2第1項第2号	400万尾の生産能力を持つアユの種苗生産施設及び中間育成施設を有するとともに、50年のアユ種苗生産業務の実績を有する県内唯一の団体であること	-	-	沿岸漁業振興課	
						-	-		
						-	-		
17 三倍体イワガキの種苗生産技術開発に関する業務委託	R6.4.18	リージョナルフィッシュ株式会社 京都府京都市左京区吉田本町36番地1 イノベーション棟	7,000,000	第167条の2第1項第2号	水産分野においてゲノム編集技術等、高い品種改良の技術を持ち、可食部増量マダイの実用化など実績を有する唯一の企業であるため。	-	-	沿岸漁業振興課	
						-	-		
						-	-		
18 令和6年度 中海揖屋地区 基幹水利施設管理 事業(一般型)揖屋排水機場管理業務	R6.4.1	揖屋干拓地土地改良区 松江市東出雲町錦浜473番地1	10,990,000	第167条の2第1項第2号	本業務の対象である「揖屋排水機場」は、流入する幹線・支線排水路並びに潮廻し水路の排水状況、水位調整と密接に連動しており、一体的に管理しないと干拓地が冠水する。 現在、排水路等を管理しているのは揖屋干拓地土地改良区であり、本業務を適切かつ確実に実施できるのは揖屋干拓地土地改良区以外ない。また、揖屋干拓地土地改良区は土地改良法に基づく公法人である。	-	-	東部農林水産振興センター	
						-	-		
						-	-		
19 令和6年度 シカ適正管理対策委託事業	R6.4.1	出雲市 出雲市今市町70	29,036,000	第167条の2第1項第2号	シカ対策事業のメニュー(捕獲対策・被害防止対策・生息環境整備)を地元住民と調整を図りながら適切に実施でき、シカが生息している出雲北山山地で対応できるのは出雲市以外にないため。	-	-	東部農林水産振興センター 出雲事務所	
						-	-		
						-	-		
20 豚熱ワクチン接種業務委託 (丸永(株) 敬川農場)	R6.4.1	島根県出雲市大津町3629-7 加地 肇	11,456,640	第167条の2第1項第2号	豚熱ワクチンは国指定の薬剤であり、県及び島根県知事認定獣医師のみが接種を行うことができる	-	-	西部農林水産振興センター 川本家畜衛生部	単価契約 (1頭130円)
						-	-		
						-	-		

随意契約の結果の公表

部(局)等名：農林水産部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
21 豚熱ワクチン接種業務委託((株)島根ポーク旭農場)	R6.4.1	島根県浜田市旭町丸原1211-2岡崎尚之	4,383,470	第167条の2第1項第2号	豚熱ワクチンは国指定の薬剤であり、県及び島根県知事認定獣医師のみが接種を行うことができる	-	-	西部農林水産振興センター 川本家畜衛生部	単価契約 (1頭130円)
22 豚熱ワクチン接種業務委託((株)島根ポーク金城農場)	R6.4.1	島根県浜田市旭町丸原1211-2岡崎尚之	5,331,430	第167条の2第1項第2号	豚熱ワクチンは国指定の薬剤であり、県及び島根県知事認定獣医師のみが接種を行うことができる	-	-	西部農林水産振興センター 川本家畜衛生部	単価契約 (1頭130円)
23 豚熱ワクチン接種業務委託((有)邑智ビッグファーム)	R6.4.1	島根県浜田市旭町丸原1211-2岡崎尚之	2,784,470	第167条の2第1項第2号	豚熱ワクチンは国指定の薬剤であり、県及び島根県知事認定獣医師のみが接種を行うことができる	-	-	西部農林水産振興センター 川本家畜衛生部	単価契約 (1頭130円)
24 精密実験設備保守点検業務委託	R6.4.12	(株)中国日立 島根支社 松江市平成町182-13	1,012,000	第167条の2第1項第2号	高度な専門技術を要する業務であるため	-	-	畜産技術センター	
25 畜産技術センターふれあい施設管理業務委託	R6.4.1	島根県馬術連盟 出雲市下古志町575-19	4,090,000	第167条の2第1項第2号	動物広場の飼養管理について、公共団体で専門知識に富む馬術連盟への委託が必要であるため	-	-	畜産技術センター	
26 令和6年度狩猟読本の購入	R6.4.9	一般社団法人 島根県猟友会 松江市母衣町55	2,349,600	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しない	-	-	農山漁村振興課	
27 採卵牛賃貸契約	R6.4.15	全国和牛能力共進会出雲市出品対策地区協議会 出雲市今市町70番地	1,350,000	167条の2第1項第2号	島根県内における出品対策地区協議会は、左記団体のみである。	-	-	畜産技術センター	

随意契約の結果の公表

部(局)等名：農林水産部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
28 令和6年度 広域捕獲活動支援事業(生息密度調査)業務委託	R6.5.8	株式会社野生鳥獣対策連携センター 兵庫県丹波市青垣町佐治94番地-2	6,790,300	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しない	-	-	農山漁村振興課	
						-	-		
						-	-		
29 令和6年度 都道府県活動支援事業(シカ生息状況調査)業務委託	R6.5.8	株式会社野生鳥獣対策連携センター 兵庫県丹波市青垣町佐治94番地-2	7,236,900	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しない	-	-	農山漁村振興課	
						-	-		
						-	-		
30 都道府県活動支援事業に係るセンサーカメラの購入(50台)	R6.5.8	株式会社ファーム鳥取 鳥取県西伯郡大山町高橋327	1,595,000	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しない	-	-	農山漁村振興課	
						-	-		
						-	-		
31 広域捕獲活動支援事業に係るセンサーカメラの購入(60台)	R6.5.8	株式会社ファーム鳥取 鳥取県西伯郡大山町高橋327	1,914,000	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しない	-	-	農山漁村振興課	
						-	-		
						-	-		
32 令和6年度 中山間ふるさと水と土基金事業 事業支援業務	R6.5.7	島根県土地改良事業団体連合会 松江市黒田町432-1	5,940,000	第167条の2第1項第2号	本業務を遂行するためには、各棚田地域と強いつながりがあること及び県内の中山間地域の状況に精通していることが必要。 事業実施要綱において委託出来る団体に県土連又は全土連が示されている。条件を満たす島根県土地改良事業団体連合会が業務遂行能力を有する唯一の団体である。	-	-	農村整備課	
						-	-		
						-	-		

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部(局)等名：農林水産部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備 考
						名称	金額		
33 ほ場整備地区における高収益作物導入等に係る検討その2業務	R6.5.8	島根県土地改良事業団体連合会 松江市黒田町432-1	9,790,000	第167条の2第1項第2号	本業務は、ほ場整備実施地区の営農計画及び基盤整備計画等をよく把握し、ほ場整備による水田の汎用化に関する知識が不可欠である。 島根県土地改良事業団体連合会は、県営ほ場整備の事業計画を多数受託しており、県営ほ場整備事業実施前の作物の生産状況や土壌状況等も把握するなど、本業務に必要なほ場整備に関する知見を得た唯一の団体である。 さらには、県営ほ場整備の実施設計(区画整理)を多数受託しており、ほ場整備の整備工法等に精通している。以上のことから、本業務を適切に実施できるのは県内では島根県土地改良事業団体連合会のみである。	-	-	農村整備課	
						-	-		
						-	-		
34 令和6年度「しまねの木」活用建築士・工務店認定制度運用支援業務	R6.5.16	一般社団法人 島根県木材協会 松江市母衣町55	2,940,300	第167条の2第1項第2号	一般社団法人島根県木材協会は、川上から川下までの林業・木材関係者を構成員とし、木材・木製品の品質、認証等に関する事業を実施している。 また、JAS法に基づく第三者検査機関としても認可を受けるなど、木材・木製品の品質、性能に関する十分な知見を有している。 本業務は、工務店や建築士に対し木材の性能、性質や利用方法について講習する業務であり、県産木材の利用方法に精通している島根県木材協会が本業務を実施可能な唯一の団体である。	-	-	林業課	
						-	-		
						-	-		
35 令和6年度島根県林業魅力向上プログラム推進業務	R6.5.7	公益社団法人島根県林業公社 松江市黒田町432-1	4,444,000	第167条の2第1項第2号	林業労働者の確保のため、「事業の合理化の促進」を支援する「林業労働力確保支援センター」に島根県知事が指定した唯一の団体であり、林業事業者の実情に応じた合理化促進等の支援をすべき県内の林業事業者を把握しているため。	-	-	林業課	
						-	-		
						-	-		
36 令和6年度島根県森林情報システムデータ整備等業務に係る委託	R6.5.9	応用地質株式会社広島営業所 広島県広島市佐伯区旭園3-33	4,964,300	第167条の2第1項第2号	契約の相手方が島根県森林情報システムを開発しており、同社でなければデータ整備等の機能改良を行えないため。	-	-	森林整備課	
						-	-		
37 飲食店等と連携した地魚の利用拡大企画実施業務	R6.5.30	株式会社Birdman 東京都渋谷区松濤一丁目5番3号	4,499,099	第167条の2第1項第2号	企画提案公募の書面審査において、当該者の提案が優れた提案と評価され、採択の決定がなされたことによる。	-	-	沿岸漁業振興課	
						-	-		
						-	-		

随意契約の結果の公表

部(局)等名：農林水産部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
38 令和5年度 島根地区(浜田漁港)水産物供給基盤機能保全事業 現場技術業務委託 その2	R6.5.10	一般社団法人水産土木建設技術センター松江支所 松江市津田町301番地	1,958,000	第167条の2第1項第2号	当業務は、浜田漁港排水浄化施設改良工事の工事監督を行う業務であり、汚水処理施設の機械設備、電気設備工事に関する高度な専門知識が必要である。また、当所発注の浜田漁港排水浄化施設改良工事における工事監督業務の受注実績があり、浄化施設の機械設備及び電気設備等に関する高度な専門知識を有する唯一の公益法人等であるため。	-	-	西部農林水産振興センター	
						-	-		
						-	-		
39 牛(黒毛和種)購入4頭	R6.5.15	島根県農業協同組合 松江市殿町19番地1	1,771,000	167条の2第1項第2号	島根県内における子牛市場開設者は、左記団体のみである。	-	-	畜産技術センター	
						-	-		
						-	-		
40 令和6年度 原木生産・造林コスト縮減技術 高度化研修業務	R6.6.25	公益社団法人島根県林業公社 松江市黒田町432番地1	4,280,000	第167条の2第1項第2号	公益社団法人島根県林業公社は、「林業労働力確保支援センター」に島根県知事が指定した唯一の団体である。事業の合理化の促進を長年支援してきた実績から、林業事業体の実情に応じた適確な事業の合理化の指導が実施できる。また、県内の林業事業体に対し、技術指導研修を適正に実施した実績がある。よって、この業務を委託できるのは、公益社団法人島根県林業公社以外にない。	-	-	林業課	
						-	-		
						-	-		
41 令和6年度 島根県森林情報システム再構築及び保守業務に係る委託	R6.6.28	パシフィックコンサルタンツ株式会社山陰事務所 松江市末次本町46番地	9,130,000	第167条の2第1項第2号	本契約の目的は、運用終了していた旧「島根県森林情報システム」の再稼働であり、契約の相手先でなければ業務が提供できないため。	-	-	森林整備課	
						-	-		
						-	-		
42 令和6年度 県営ほ場整備調査 安田中地区 事業計画策定業務	R6.6.25	島根県土地改良事業団体連合会 松江市黒田町432番地1	5,720,000	第167条の2第1項第2号	島根県土地改良事業団体連合会は、土地改良換地士を数多く有し、土地改良事業関係の公法人として土地改良法や農業農村整備事業の事業制度に広く精通している。また、県営ほ場整備事業をはじめとする土地改良事業の計画作成の実績を多数有している。このため、本業務を適正かつ確実に実行できるのは県内では土地改良事業団体連合会以外ないと認められる。	-	-	東部農林水産振興センター	
						-	-		
						-	-		
43 令和6年度 県営かんがい排水調査 平田中央地区 調査計画業務	R6.6.25	島根県土地改良事業団体連合会 松江市黒田町432番地1	1,980,000	第167条の2第1項第2号	島根県土地改良事業団体連合会は、土地改良換地士を数多く有し、土地改良法に基づく公法人として農業農村整備事業の事業制度に広く精通している。また、県営ほ場整備事業をはじめとする土地改良事業の計画作成の実績を多数有している。このため、本業務を適正かつ確実に実施できるのは県内では土地改良事業団体連合会以外にない。	-	-	東部農林水産振興センター	
						-	-		
						-	-		

随意契約の結果の公表

部(局)等名：農林水産部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
44 令和6年度 島根地区(浜田漁港)水産物供給 基盤機能保全事業 積算業務委託	R6.6.10	一般社団法人 水産土木建設技術センター 松江支所 松江市津田町301番地	5,060,000	第167条の2第1項第2号	当業務は浜田漁港排水浄化機能保全工事の発注、執行にあたり、汚水処理施設の機械整備及び電気設備工事に関する高度な専門知識が必要である。 (一社)水産土木建設技術センターは水産基盤整備事業等に精通し、当所の積算等の技術業務を代行しう る唯一の公益法人等であるため。	-	-	西部農林水産振興センター	
						-	-		
						-	-		
45 令和6年度 農業競争力強化農地整備事業 小屋原地区 事業計画策定業務	R6.6.17	島根県土地改良事業団体連合会 松江市黒田町432番地1	4,070,000	第167条の2第1項第2号	島根県土地改良事業団体連合会は、土地改良換地士を始め、ほ場整備に精通している技術者が多数在籍しており、ほ場整備の事業計画から効果算定及び換地業務まで一貫して業務を行うことができる県内唯一の組織であるため。	-	-	西部農林水産振興センター	
						-	-		
						-	-		
46 牛(黒毛和種)購入4頭	R6.6.19	島根県農業協同組合 松江市殿町19番地1	1,859,000	167条の2第1項第2号	島根県内における子牛市場開設者は、左記団体のみである。	-	-	畜産技術センター	
						-	-		
						-	-		
47 令和6年度 島根県新人捕獲者実践研修事業業務委託	R6.7.24	株式会社野生鳥獣対策連携センター 兵庫県丹波市青垣町佐治94番地-2	4,436,300	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しない	-	-	農山漁村振興課	
						-	-		
						-	-		
48 採卵牛賃貸契約	R6.7.8	全国和牛能力共進会西いわみ出品対策地区協議会 松江市駅前町15-1	900,000	167条の2第1項第2号	島根県内における出品対策地区協議会は、左記団体のみである。	-	-	畜産技術センター	
						-	-		
						-	-		
49 令和6年度 島根県ニホンジカ個体群動態の推定に関する業務 一式	R6.8.26	株式会社 野生動物保護管理事務所 東京都八王子市小宮町9-2-7	2,261,600	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しない	-	-	農山漁村振興課	
						-	-		
						-	-		

随意契約の結果の公表

部(局)等名：農林水産部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
50 令和6年度 農業水路等長寿命化・防災減災事業 ため池ハザードマップ作成業務	R6.8.30	島根県土地改良事業団体連合会 松江市黒田町432番地1	5,450,000	第167条の2第1項第2号	過去の点検実績を踏まえ、防災重点農業用ため池の氾濫解析が実施でき、浸水想定区域図の作成及び歩行困難区域を円滑かつ迅速に推定できる唯一の団体である。	-	-	農地整備課	
						-	-		
						-	-		
51 令和6年度 神々の国しまねの木展示・商談会 実施業務	R6.9.11	アジア太平洋トレードセンター株式会社 大阪市住之江区南港北2丁目1-10	5,899,080	第167条の2第1項第2号	アジア太平洋トレードセンター(株)は、令和2年8月から島根県産木材製品の展示を実施している。展示・商談会では、すでに展示している木材製品に加え、県内の製材工場が新たに開発した製品等もPRすることとしており、製品のPR方法も含め製材工場との調整も必要であることから、本業務を実施可能な唯一の団体である。	-	-	林業課	
						-	-		
						-	-		
52 令和6年度 島根県山地災害危険地区再点検業務	R6.9.30	アジア航測株式会社出雲営業所 出雲市中野美保南3丁目3-4	4,820,200	第167条の2第1項第2号	提案競技を実施し、審査委員会で選定されたため。	-	-	森林整備課	
						-	-		
						-	-		
53 令和6年度 中国山地二ホンジカ重点捕獲活動 事業	R6.9.19	浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会 浜田市殿町1番地	1,122,000	第167条の2第1項第2号	当該地域において鳥獣被害対策に取り組む組織は他になく、捕獲実績を蓄積し二ホンジカ対策を継続させるためには、委託先は浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会しかないため。	-	-	西部農林水産振興センター	
						-	-		
						-	-		
54 中国山地二ホンジカ 重点捕獲活動事業	R6.10.1	雲南市鳥獣被害対策協議会 雲南市木次町里方521-1	2,684,000	第167条の2第1項第2号	当該地域において鳥獣被害対策に取り組む組織は雲南市鳥獣被害対策協議会以外にないことに加え、今年度は事業期間3年間のうちの2年目であり、昨年度も事業を実施していることから、捕獲実績を蓄積し二ホンジカ対策を継続させるためには、委託先は同協議会しかないため。	-	-	東部農林水産振興センター 雲南事務所	
						-	-		
						-	-		
55 島根県漁業試験船「島根丸」 代船建造工事監督業務委託	R6.10.10	一般社団法人 海洋水産システム協会 東京都中央区日本橋3丁目15番8号	10,376,300	第167条の2第1項第2号	漁業試験船「島根丸」代船の設計業務を一般競争入札により当該法人に委託し設計図書の作成を行っていることから、設計図書だけでは伝えきれない設計意図を工事施工者に正確に伝えることができるのは当該法人だけであるため。	-	-	水産技術センター	委託期間 R6.10.10～ R9.3.31
						-	-		
						-	-		